

広島県広島へりポート条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十四年十一月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第七十三号

広島県広島へりポート条例の施行期日を定める規則

広島県広島へりポート条例（平成二十三年広島県条例第二十八号）の施行期日は、平成二十四年十一月十五日とする。